

筑波大学社会・国際学群国際総合学類
卒業論文

日本における多文化共生の地域づくり
—群馬県・愛知県の仲介役育成事例から考察—

2022 年 1 月

氏 名：豊田 知沙
学籍番号：201710377
指導教員：関根 久雄

目次

第1章 序章	4
1. 問題意識と研究目的	4
2. 章構成と研究方法	6
第2章 在留外国人の来日背景	8
1. オールドカマーとニューカマーの区別	8
2. オールドカマーについて	9
3. ニューカマーについて	10
(1)中国残留邦人等受け入れとインドシナ難民受け入れ	10
(2)日本における外国人労働力ニーズの高まり	12
(3)多文化共生に関する法改正や政策の影響	13
4. 今日の在留外国人数と特徴	15
第3章 多文化共生の定義	17
1. 前提としての「多文化共生」の定義	17
2. 「多文化共生」の解釈と捉え方	17
(1)「多文化共生」の重要な要素	17
(2)過程としての「多文化共生」	18
(3)シンボルとしての「多文化共生」	19
3. 本稿で用いる「多文化共生」の定義	20
第4章 日本人の外国人に対する意識の把握	22
1. 「日本人」と「外国人」の捉え方	22
2. 日本人の外国人に対する排外意識	23
(1)ヒトが持つ排他性	24
(2)欧米と日本の排外意識比較	26
(3)日本人の排外意識を説明しうる仮説	27
3. 日本人の外国人に対する意識	30
第5章 日本における多文化共生の取り組み	32
1. 制度面における多文化共生に向けた取り組み	32

(1)出入国面の制度的管理と外国人受け入れに対する政府の姿勢	32
(2)技能実習制度	33
(3)在留資格	34
(4)制度面における取り組みの今後の課題	35
2. 実態面における多文化共生に向けた取り組み	35
(1)市民による多文化共生に向けた取り組みの必要性	35
(2)日本人と外国人の交流と仲介役	36
(3)群馬県と愛知県における仲介役育成事例	37
(4)仲介役の共通点	39
(5)仲介役となる市民の素質	41
第6章 結論	43
1. 「多文化共生」という用語が表すもの	43
2. 日本人の外国人に対する意識の変革可能性	44
3. 日本における多文化共生の地域づくり	45
注	48
参考文献	51
英文要約	55
謝辞	55

図表目次

表 1	在留資格とその分類（出入国管理庁ウェブサイト ⁽¹⁶⁾ 参照、筆者作成）	34
図 1	あいち地域多文化コーディネーター相関図	39

第 1 章 序章

1. 問題意識と研究目的

第二次世界大戦の終焉を経て、平和を望む国際的な一体感が強まった。社会主義のソビエト連邦が崩壊すると、世界には新自由主義の流れが一気に広まった。このような戦後の歴史の中で、現代社会はグローバリゼーションの道を歩み、その傾向はとどまるところを知らない。グローバリゼーションによって、人の国際的な移動も活発化した。生まれ育った国とは異なる場所で生活を送ることが珍しくなくなった。

今日の日本においても、街中や公共施設など、日常のあらゆる場面で外国人をよく目にする。近隣のコンビニエンスストアで働く人々の多くも、外国人留学生であろう。出入国管理庁によると、2021 年 6 月末時点の在留外国人数は 282 万 3,565 人であった〔出入国在留管理庁 2021a〕。同時期の日本の総人口として、2021 年 7 月 1 日時点の総人口確定値は 1 億 2,568 万 2,000 人とされる〔総務省統計局 2021〕。これらを用いて算出すると、日本の総人口のうち在留外国人は約 2%を占める。他国と比較すると、日本における在留外国人人口の割合は少ない。新型コロナウイルスの影響もあって、2020 年末の在留外国人数は 8 年ぶりに前年末に比べ減少し、288 万 7,116 人であった。2021 年も新型コロナウイルスの流行はおさまらず、2 年連続で前年末から減少している。しかし、近年の在留外国人数の推移は、2012 年から 2018 年まで毎年増加傾向にある〔出入国在留管理庁 2021b〕。新型コロナウイルスの影響が落ち着けば、あるいはワクチン接種等の感染防止対策が国際的に深く浸透すれば、日本の在留外国人数は今後も増加するだろうと考えられる。

日本で生活する外国人が増えるにつれて、「多文化共生」という用語も注目されるようになった。この用語は、1993 年開催の開発教育国際フォーラムを案内した新聞記事が初めてキーワードとして紙上に掲載し、1995 年に発足した多文化共生センターの設立趣意書で初めて具体的に定義し明文化された〔田村・北村・高柳 2007:13〕。1990 年代のこの流れは、1980 年代から増加したニューカマーの存在が背景にある。ニュー

カマーの定住化が進むに従い、地域社会における多文化共生施策の必要性が高まり、総務省は 2006 年 3 月、多文化共生推進プログラムを発表した。同年の研究会報告書の中で、地域における多文化共生は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」〔総務省 2006:5〕と定義される。この定義から、在留外国人は一時的な滞在者ではなく日本における生活者であり、日本人と同等の社会構成員として共に社会を形成する役割を担うとする概念が多文化共生の根本にあると言える。

しかし、政府は多文化共生の地域づくりの必要性について認識し、その推進のための指針は表明しているものの、その実施の実態は、在留外国人が多く居住する地方自治体の努力にかかっている。宮島は、統合を「経済的社会的な平等が実現され、労働市場や社会生活への参加が可能とされ、かつ文化的差異を理由とする排除や隔離がなされないこと」〔宮島 2017:78〕としたうえで、在留外国人を社会的に統合していく必要性を説く。だが、多様なバックグラウンドを持つ在留外国人を包括しうる国家レベルでの統合政策推進は難しい。そのため、国民健康保険をはじめとした社会保障や住宅、子供の教育などに関する社会的統合に関しては、地方自治体における外国人受け入れの努力によって行われる〔宮島 2017:79〕。つまり、多文化共生社会実現の要は、私たち一般市民の努力にあると言える。一般市民が自らの居住する地域について考え、そこに居住するほかの市民を想い、どのような意識で日常生活を送るかによって、多文化共生の実現度合いは変化すると捉えられるだろう。

私たちの意識によって、在留外国人との多文化共生が実現されるか否かが変わるが、日本人が外国人を目の前にした際の対応には、外国人に対する偏見が差別的な行動として現れるように感じる。2000 年代後半から 2010 年代前半にかけて、ヘイトスピーチに対する社会の関心を集めた背景には、「在日特権を許さない市民の会」（以下、在特会）によって在日コリアンに対する排斥運動があった。ほかにも、「外国人だから」という理由で賃貸物件への入居を断られたニュースが過去にあった。このように、外国人に対する偏見から差別的な言動をする日本人は、残念ながら完全には居なくなるらない。

では、何故そのような事態が生じるのか。その原理には、実は人間がヒトという動物として本能的に持っている排他性が関係する。すべての人間は、極めて容易に内集団と外集団を分け隔て、そして他集団を差別する傾向を持つ〔河野 2019:54, 56〕。その排他性に日本の文化・社会的影響が加わり、日本人は外国人に対する排外意識を持ってしまうのである。そして、日本人が在留外国人を自分たちと同等であると捉えることは難しい。五十嵐は、一般的イメージとしての「日本人の条件」を Mokken scale analysis を用いて検討した。結果、日本人であるという意識、日本国籍の有無、出生地、日本語能力、居住地、先祖、日本の法制度尊重、仏教・神道の信仰という順に重視されることが分かった〔五十嵐 2015:302〕。この日本人条件の順序から分かるように、日本人が他者を同じ日本人であると認識する際、他者の国籍や血統を観察する。仮に永住資格のある在留外国人が「自分は日本人として生きていく」と決意しても、周囲の日本人は彼または彼女を「日本人」としては見ない。

このように、地域における多文化共生は、私たち地域住民の取り組みにかかっている。その一方で、日本人の外国人に対する意識には排他的姿勢が含まれる。このとき、地域における在留外国人との多文化共生は、どのようにして進めることができるのだろうか。そもそも、多文化共生の実現は可能なのだろうか。

そこで本稿では、「多文化共生」が表す社会の状態を考察し、在留外国人への排外意識を含む日本人の外国人に対する意識に変革が起きる可能性を検討したうえで、日本の地域社会における多文化共生について考察することを目的とする。そして、日本における多文化共生の地域づくりにとって、何が重要な推進要因となるのかを検討し、その推進を促すものについて考察する。

2. 章構成と研究方法

第2章では、日本における多文化共生を考えるうえでの前提条件として、在留外国人人口のデータをウェブサイトで参照し、日本の外国人受け入れ諸政策に関するウェブサイトの情報や国際政治学分野の学術論文に基づき、在留外国人の来日目的やその背景について論述する。

第3章では、「多文化共生」が表す社会の状態を考察するため、多文化関係学や社会

学、心理学など多岐にわたる学術分野の、「多文化共生」、「文化」、「共生」などに関する学術論文に基づき、「多文化共生」という用語が定義するものについて考察する。

第4章では、日本人の外国人に対する意識に変革が起きる可能性を検討するにあたり、主に排斥感情や排他性をテーマとした心理学分野の学術論文に基づき、日本人の外国人の捉え方と外国人に対する排外意識について論述し、その意識変革の可能性について検討する。

第5章では、政府主体の多文化共生事業を前提とした地域における多文化共生施策を把握するため、社会学や都市計画学などの分野において多文化共生に向けた取り組みを調査、考察した学術論文に基づき、日本における多文化共生の取り組みについて論述する。また、地域における多文化共生施策として、地方自治体による仲介役育成を行った群馬県伊勢崎市と愛知県の事例をウェブサイト上の情報を基にし、その有効性や必要性について検討する。

第6章では、これまでの調査をもとに、「多文化共生」が定義するものと日本人の外国人に対する排外意識の変革可能性について改めて述べ、日本の地域社会における多文化共生を推進する要因と、その推進を促すものとしての仲介役の存在、そして日本における多文化共生の地域づくりのために必要なものについて結論を述べる。

第2章 在留外国人の来日背景

1. オールドカマーとニューカマーの区別

日本の在留外国人には「オールドカマー」と「ニューカマー」の区別がある。本稿では、オールドカマーとニューカマーを総称して「在留外国人」とするが、在留外国人の歴史を振り返るうえで、その区別について述べておく。

オールドカマーとニューカマーの違いは、日本に在留し始めた時期である。オールドカマーは、一般に第二次世界大戦終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島出身者とその子孫たちを指す[総務省 2006:3]。いわゆる在日コリアンと呼ばれる人々が、オールドカマーの分類に入る。対してニューカマーは、日本政府による中国残留邦人等の受け入れやインドシナ難民の受け入れ、外国人留学生受け入れといった政策、また度重なる出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改定などの経緯により、1980年代から増加した在留外国人を指す[総務省 2006:3]。つまり、第二次世界大戦をひとつの区切りとして、それ以前から日本に在留していた外国人か、それ以降から日本に在留し始めた外国人かで区別される。

オールドカマーとニューカマーの間には、国籍の多様性の違いもみられる。次節で詳細を述べるが、オールドカマーの大半は当時、日本の旧植民地であった韓国・朝鮮出身の外国人であった。対してニューカマーは、1980～1990年代に増加した南米系日系人に加え、在留資格の多様化によるアジア諸国出身者によって構成される。この点で、ニューカマーはオールドカマーに比べ、多様なバックグラウンドを持つ外国人たちによって構成されていると言える。

在留外国人の来日理由には、国際社会あるいは本国の社会的な動向が関係する。そしてそれ以上に、日本政府の外国人受け入れに対する姿勢や日本社会の動向が大きく影響する。本稿の目的は、日本の地域社会における多文化共生について考察することであり、その前提として、多文化共生推進に向けた日本の取り組みについて確認しておきたい。そのため本稿では、在留外国人の来日背景に影響した日本側の社会的動向

と外国人受け入れに対する姿勢に焦点を当てる。本章においては日本側の社会的動向について述べ、外国人受け入れに対する政府の姿勢については第5章で述べることにする。

2. オールドカマーについて

オールドカマーは終戦前から引き続き日本に在留する朝鮮半島出身者であると先述したが、その歴史的背景には何があったのだろうか。以下、日本の歴史に関するウェブサイト⁽¹⁾⁽²⁾の文言を間接引用しつつ、オールドカマー来日背景について述べる。

1910年の韓国併合により、韓国・朝鮮は日本の植民地となった。その後、1938年に日本で国家総動員法が制定される。当時の日本は日中戦争の真ただ中にあり、泥沼化する戦況をうけて戦争の長期化は避けられない状況であった。そのため、日本政府は国家総力戦を試みる。従来の軍事力に加え、国内の人員や物資などすべてを総動員するためには、政府が広い権限を持つことが必要であり、勅令という形式で人的・物的資源を統制・運用することで、国家総力戦体制を整えていった。国家総動員法制定の翌年、1939年に国民徴用令が発令された。これにより、日本国民は老若男女を問わず戦争へと巻き込まれていったが、韓国・朝鮮においては発令当時、「募集」という形で国民徴用令が準用された。しかし、1944年には日本国内と同様に国民徴用令が直接適用されるようになる。

日本国内において国家総力戦体制が整備されていくと、炭鉱や鉱山といった重要産業領域において、労働力不足という問題が浮上した。そうしてひっ迫する国内の労働力の供給源は、当時植民地であった韓国・朝鮮の人々であった。日本国内において国民徴用令が発令された1939年より、「募集」という準用形式を取っていた期間もあるが、多くの韓国・朝鮮人が日本へ移出された。彼らは言葉も文化も異なる日本へ強制的に連行され、重労働に就かされることとなる。

1945年に第二次世界大戦が終結すると、日本へ強制連行されてきた韓国・朝鮮人の多くは帰国した。しかし、36年間におよぶ植民地支配の結果、朝鮮半島は政治的、また経済的に混乱していた。生活基盤が整っていない朝鮮半島に帰国することが出来ず、日本に留まるしかなかった韓国・朝鮮人も存在した。それが、今日オールドカマーと

呼ばれる在留外国人となった。

3. ニューカマーについて

第二次世界大戦後から日本に在留し始めたニューカマーの来日背景は、オールドカマーのものとは大きく異なる。以下、手塚の論文を間接引用しつつ、来日背景の概観を述べる〔手塚 2008:5〕。

戦後、1950～1960年代にかけて日本は高度経済成長期に入り、国内における労働市場は労働力需要が供給量を上回っていたため、労働力不足に陥った。1990年前後のバブル経済期になっても、労働力不足問題は今後も続くと考えられていた。また、旧社会主義圏の解体により、国際社会はグローバル化の時代を迎え、モノ・カネ・ヒトの国境を越えた流れが強まった。日本も国際的な経済競争力を強めていったが、それは国内の労働力不足問題を深刻化させるものであった。こうした社会的動向の影響を受け、日本国内における労働力として実質的に外国人を受け入れるための政策が打ち出されたことで、1980年代からニューカマーと呼ばれる在留外国人が増加した。

以上が、ニューカマー来日背景の概観である。また同時期、高度経済成長期を経て豊かになった日本は、戦時中に海外に取り残されてしまった日本人の帰国援助、また先進国としての国際的な立場を意識した難民受け入れにも乗り出す〔総務省 2006:3〕。これらの歴史的事実は、労働力不足問題と同様に、ニューカマーの増加に影響したと考えてよいだろう。

よって、ニューカマーの来日背景にある日本社会の動向については、(1)中国残留邦人等受け入れとインドシナ難民受け入れ、(2)日本における外国人労働力ニーズの高まり、そして最近の(3)多文化共生に関する法改正や政策の影響の3つに焦点を当て述べる。

(1)中国残留邦人等受け入れとインドシナ難民受け入れ

まず、中国残留邦人等受け入れについて、以下、中国残留邦人等への支援に関するウェブサイト⁽³⁾の文章を間接引用して述べる。

「中国残留邦人等」とは「中国残留邦人」と「樺太等残留邦人」の総称である。「中国残留邦人等」は、1945年当時、中国東北地方に居住していた開拓団などの日本人のうち、戦況悪化の影響をうけてやむなく中国に残ることになった人々である。1945年のソ連軍対日参戦をうけ、開拓団の居住していた旧満州地区では、戦闘へ巻き込みや、

避難中の飢餓疾病等によって、多くの人々が犠牲になった。そのような状況から孤児となって、中国の養父母に育てられた日本人が多くいた。一方「樺太等残留邦人」は、日ソ開戦時に北海道へ緊急疎開した日本人のうち、様々な事情によって樺太残留を余儀なくされた人々である。そのうち、ソ連本土に移送された人々も含む。1945 年当時、樺太には約 39 万人の日本人が居留していた。日ソ開戦により、樺太庁長官は軍の要請と樺太の事態から、樺太に居留する日本人を北海道へ緊急疎開させようとしたが、ソ連軍により停止された。その後 1959 年まで集団引揚げが行われたが、引揚げ時の事故や樺太で引き続いた戦争など様々な事情から、樺太に残るしかなかった日本人が多く存在した。

こうした中国残留邦人等の受け入れは、1980 年代における日本の社会的動向のひとつであった [総務省 2006:3]。彼らは「日本人」といっても日本国籍を有する同民族の人々であったに過ぎない。20～30 年ほどの月日を中国あるいは樺太で過ごしたため、日本の教育を受けられず、日本語の習得も大変な困難であった。言語が不自由なことは彼らの就労に影響し、日本帰国当時の彼らは安定した職を得ることが出来なかった。

以上が、中国残留邦人等受け入れについてである。彼らは、日本国籍を有しながら、日本文化を内在化していない人々である。この点で、中国残留邦人ならびに樺太等残留邦人は、日本語と異なる言語文化を持つ「外国人」として日本社会に受け入れられたことが分かる。

次に、インドシナ難民の受け入れについて⁽⁴⁾述べる。ベトナム戦争末期である 1975 年 4 月、カンボジアのプノンペンと南ベトナムのサイゴンが陥落した。これを受け、同年 5 月にインドシナ難民が日本に初めて上陸した。他国でもインドシナ難民の受け入れが進められる中、1977 年と 1978 年の閣議了解を経て、日本はインドシナ難民の日本での定住を支援する方針を取った。インドシナ難民の定住促進のため、1978 年の閣議決定をうけて、1979 年 11 月にはアジア福祉教育財団内に難民事業本部が発足し、政府からの業務委託を受けた。

1978 年、国内の一時滞在難民に対し初めての定住許可が出されると、翌 1979 年 4

月には 500 人の定住枠設定が閣議了解された。1980 年代になると、段階を踏みつつ 1 万人まで定住枠の拡大がなされた。日本では 2005 年末をもってインドシナ難民への定住許可が終了したが、1978 年からの 27 年間で 1 万 1,319 人の定住許可が出された。その出身国別構成比は、ベトナム人が 76% (8,656 人)、ラオス人が 12% (1,306 人)、カンボジア人が 12% (1,357 人) である。2021 年 3 月末時点で 1,747 人のインドシナ難民が日本に帰化している。

(2) 日本における外国人労働力ニーズの高まり

1990 年初頭、東西ドイツ統一とソ連解体が起き、旧社会主義圏が解体された。これにより国際社会はグローバル化の時代を迎え、国境を越えたヒト・モノ・カネの流れが活発化した。それ以前に高度経済成長を経験した日本は、グローバル化の流れの中で国際的な経済競争力をつけた。国際市場で大国と競合していくためには、今まで以上の経済・産業の活発化が必要であった。これは高度経済成長期から引き続く、日本の労働力不足を深刻化させた。

一方、1990 年初頭の日本はバブル経済期にあたる。1991 年にバブル崩壊を経験した後も、国内では「極端な人手不足が今後も続くという前提」が共有されており、アジア諸国を中心とした労働力過剰地域から外国人労働者を一定期間受け入れることで、日本の労働力を補おうとする意見があった [手塚 2008:6]。

日本は 1990 年の入管法改訂により、「定住者」等 10 種類の在留資格を新設し、外国人受け入れ体制の整備を始める。これにより、日本において就労が許可される職種が拡大したため、多くの南米系日系人が出稼ぎ目的で来日した。手塚によると、当時、南米においてはハイパーインフレーションによる経済不況が発生しており、ブラジルやペルーでは多くの外国人が職を失った [手塚 2008:7]。このような南米の社会背景も相まって、日系ブラジル人やペルー人は、現地と日本との所得格差から日本での出稼ぎ労働を選択し来日するに至った。彼らは「日本が第二次大戦後、合法的に認めて受け入れた「最初の外国人労働者」」 [手塚 2008:7] である。

彼らの来日目的は出稼ぎ労働であるため、日本で就労し一定の所得を得ると本国へ帰国することとなる。これは、労働力不足の解決策のひとつとして、外国人労働力を

一定期間受け入れるとする日本側の想定通りであった。しかし本国では経済不況が続いており、帰国しても思うように職を得られる訳ではなく、事業に失敗して、あるいは出稼ぎで得た蓄えを使い切って、日本に舞い戻ることが多かった〔手塚 2008:8〕。何度も日本と本国を行き来した結果、彼らが本国よりも労働条件の良い日本に定住や永住をすると選択することも不思議ではない。

日本の労働力不足問題の根本原因は日本社会の少子高齢化にある。今日の日本社会は既に「少子高齢社会」と呼ばれる状態である。2015年に65歳以上となった団塊世代が、2025年には75歳以上人口に入り、同年の65歳以上人口は3,677万人になると推測される〔内閣府 2021:3-4〕。2055年には、日本の総人口は1億人をきり9,744万人になると見込まれており、そのうち労働力人口は5,028万人、つまり総人口の51.6%⁽⁵⁾のみが労働に従事する見込みになる〔内閣府 2021:4〕。今後さらに少子高齢化が進めば、労働人口世代の日本人にかかる負担はもっと大きくなる。労働力不足問題解決の一手段としての外国人労働力に対するニーズは、今後さらに高まっていくと考えるのが妥当だろう。外国人労働者受け入れに対する期待も、今後さらに高まると考えられる。

労働市場や経済界からのニーズに応え、政府が今後さらなる外国人受け入れの指針を取れば、1990年代に来日した日系南米人のように、日本に定住あるいは永住する在留外国人が増加することも予測される。このとき、日本に定住あるいは永住することを選択した在留外国人たちが、将来的に日本における高齢者となることを考慮しなければならない。本末転倒の事態を避けるためにも、これからの日本社会には、外国人労働者受け入れのための取り組みと同時に、在留外国人に対する社会保障制度も必要となってくると考えられる。

(3)多文化共生に関する法改正や政策の影響

1990年の入管法改訂により「定住者」等10種類の在留資格が新設され、南米系日系人労働者の受け入れが進んだことは先述の通りである。この頃から「多文化共生」に対する関心が日本社会の中で高まり、政府や諸団体の多文化共生に関する取り組みが増えた。以下、多文化共生ポータルサイトを間接引用しつつ、多文化共生に関する

取り組みについて述べる〔多文化共生ポータルサイト 2019〕。

2004 年 4 月、日本経済団体連合会（以下、経団連）は、経済団体として初めて外国人受け入れに関する政策提言をまとめた。経団連からの提言を受け、2006 年 3 月に総務省は国として初めて多文化共生に関する研究会を立ち上げ、「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。これにより、このプランに基づいた各地域における多文化共生推進プラン策定が全国的に進んだ。全国的な広がりをみせた背景には、ニューカマーの増加によって地域コミュニティに占める在留外国人の割合が急増し、いわゆる外国人問題の解決と同時に、日本人住民と在留外国人が相互に協力し合いながら地域社会を構成していかなければならない状況が多数存在したと考えられる。そのうえで、多文化共生の指針となるものを求める声が多かったのであろう。

2009 年の入管法改訂により外国人登録制度は廃止され、新たな在留管理制度が導入された⁽⁶⁾。これに伴い、同年 7 月には住民基本台帳法が改正され、外国人も住民基本台帳の対象とされるようになった。この 2 つの法改正は在留外国人の定住化の影響を受けており、日本が在留外国人を「一時的な滞在者」ではなく「日本社会の構成者」とする姿勢を見せたと捉えられる。また、この入管法改訂では在留資格「技能実習」が新しく創設され、日本の外国人受け入れをさらに促進する影響を持っていたと言える。

2010 年 8 月に政府が策定した「日系定住外国人施策に関する基本方針」は、定住外国人に関する初めての国の指針であった。この策定に至るまでの間に、日本社会では在留外国人の定住化が進んできた。その実態に対処するため、政府はようやく日系人を「日本社会の構成者」として受け入れたうえで、彼らが社会から排除されないための施策策定は国家の責任であると示した。日系南米人が来日し始めて 30 年経ってから、やっと彼らは日本社会に受け入れられたと言える。

2018 年の入管法改訂により在留資格「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」が新しく創設されると⁽⁷⁾、2019 年 4 月から新たな外国人労働者の受け入れ制度が始まることとなった。それをうけて 2018 年 12 月に、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定した。この対応策は 126 の施策からなり、政府が多文化共生社会

実現に対する責任を負う姿勢はみられるが、その内容の大半は在留外国人の生活・就労支援策であった。すなわち、日本人が在留外国人を「助ける」といった意味合いが強く、日本人と外国人で共に日本社会をつくっていかうとする「共生」の意味合いは弱かったと捉えられる。

以上が、日本政府の多文化共生に関する取り組みである。こうした政府による昨今の取り組みにより、日本の外国人受け入れ体制は充実化が図られ、今後の在留外国人増加に繋がると予想される。その一方で、先の項で述べたように、高齢在留外国人が増える将来を見据えた対策も必要となる。そのような取り組みが体制として確立されれば、在留外国人の増加にさらなる拍車がかかるであろう。

4. 今日の在留外国人数と特徴

2021 年 6 月末時点の日本における総在留外国人数は、282 万 3565 人であり〔出入国在留管理庁 2021b〕、これが日本の総人口に占める割合は約 2%と、他 OECD 加盟国と比較すると少ない。

在留外国人の居住地は都市部が多い。2021 年 6 月時点で在留外国人数が 20 万人を超える都道府県は、東京都（54 万 1,807 人）、愛知県（26 万 9,685 人）、大阪府（25 万 71 人）、神奈川県（23 万 301 人）の 1 都 1 府 2 県であった⁽⁸⁾。これらが各都府県の人口に占める割合⁽⁹⁾は、東京都で 3.86%、愛知県で 3.58%、大阪府で 2.84%、神奈川県で 2.49%⁽¹⁰⁾である〔東京都総務局統計部 2021; 愛知県県民文化局統計課 2021; 大阪府庁 2022〕。どの地域でも全国平均の 2%を超える割合がみられることから、他都道府県地域より在留外国人が多く居住する地域だと言える。

オールドカマーの在留からニューカマーの渡来を概観すると、今日の在留外国人にはいくつかの特徴が見受けられる。

ひとつはその増加傾向である。序章で述べたように、在留外国人は 2012 年から 2018 年まで、年々その数を伸ばしてきた。2020 年と 2021 年には減少傾向がみられたが、その原因は新型コロナウイルスの流行である。新型コロナウイルスの猛威がいつまで続くかは分からないが、長期的視点でみたときの一時的な現象だと仮定すれば、今後も在留外国人は増加傾向の一途をたどると言えるだろう。

次に定住化の現象が挙げられる。前述の通り、もともと日本での出稼ぎ労働を目的に本国と日本を行き来していたが、諸々の事情によって日本での定住・永住を選択した南米系日系人は少なくない。彼らによる本国からの親族呼び寄せや、在留外国人が日本人あるいは同じく在留する外国人との結婚などによって、定住化は進んできた。在留形態が一時的な滞在から定住へと変化していると言える。

そして在留外国人の多国籍化も大きな特徴である。オールドカマーが大半を占めていた時期には、在留外国人の大多数は中国人および韓国・朝鮮人であった。その後ニューカマーの到来により、ブラジルやペルー出身の日系南米人が急増した。また、外国人受け入れ体制の整備によって、フィリピンやベトナムなど東南アジア諸国出身者も増加した。さらに、1980年代の「留学生受入れ10万人計画」とそれ以降の留学生交流関係施策など、文部科学省による外国人留学生受け入れ体制の整備も進められてきた⁽¹¹⁾。これによりアジアや欧米からも外国人が来日したと考えられる。

このような在留外国人数の増加傾向、在留形態の定住化、在留外国人の多国籍化は、日本に限らない今日の多文化共生社会の特徴でもある。こうした特徴は、今までに無かった問題の原因ともなりうる。春日が行った日本人住民と外国人住民の相互意識に関する聞き取り調査では、日本人住民が近隣外国人住民に対して不満を持っているという意見が出た〔春日 2019:12〕。在留外国人の定住化は、日常生活における日本人と外国人のトラブル増加など、外国人問題の増加に繋がる可能性がある。日本はこうした特徴とそれにより発生しうる課題を考慮して、在留外国人が「日本社会の構成員」として日本人に受け入れられ、日本人と外国人が「共生」する社会の実現を目指す必要があるだろう。

第3章 多文化共生の定義

1. 前提としての「多文化共生」の定義

1990年代から「多文化共生」という用語は広まり、今日では「多文化共生の地域づくり」や「多文化共生政策」など、いたるところで耳にするようになった。地域における「多文化共生」という状態について考察するにあたり、ここで改めて多文化共生の定義について述べる。

多くの研究者が前提として取り扱う多文化共生の定義は、2006年に総務省から発行された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」における定義である。同報告書において、「地域における多文化共生」は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」〔総務省 2006:5〕と定義される。この定義に基づき、地域における多文化共生推進のための検討が行われてきたが、漠然とした抽象的なこの定義はさまざまな解釈が可能であると考えられる。そのため、総務省のこの定義のみでは地域における多文化共生についての的確で普遍的なイメージは持てない。

そこで、地域における多文化共生の可能性を探るうえで、「多文化共生」が表す状態の共通イメージをつくるために、本稿で用いる「多文化共生」の再定義を試みる。

2. 「多文化共生」の解釈と捉え方

地域における多文化共生の可能性を検討するうえで、多文化共生の定義を再考するために、過去の研究者たちが先行研究内で述べた多文化共生に関する解釈を概観し「多文化共生」を捉えなおす。

(1) 「多文化共生」の重要な要素

吉富は、多文化共生社会を「互いの文化・伝統の尊重と、その権利の尊重・義務の履行を基盤とした外国人との共生」〔吉富 2006:18〕と解釈する。蕭らは「多文化共生のまちづくり」を「出身、国籍や民族等の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対

等な関係を築きながら、皆が不自由のない住みよい地域の構築を目指しその一員として務め、共に生きていくこと」と定義する〔蕭・城所・瀬田・佐藤・李 2017:56〕。

両者とも総務省の定義と類似する、あるいは同じ表現を用い、多文化共生の社会について定義を述べている。総務省の定義が「地域」における多文化共生であったのに対し、吉富は「社会」における多文化共生を定義する。

吉富と蕭らの共通点としては、多文化共生を日本人と外国人との共生であると解釈している点が挙げられる。日本人と外国人との共生を考えるうえで、両者の文化や伝統、慣習を相互に尊重しあうことができる関係性の深さが必要だと考える。また、吉富の「権利の尊重・義務の履行を基盤とした」という表現と蕭らの「皆が不自由のない住みよい地域の構築」という表現の背景には、日本人と外国人双方に投票権などの社会的権利や国民健康保険などの福利厚生が保障されている社会が前提として存在すると捉えられる。

よって、これらの解釈から「多文化共生」の重要な要素として、「日本人と在留外国人の密な関係性」と「日本で生活するすべての人に対する社会保障制度」の2つをあげる。

(2)過程としての「多文化共生」

続いて、多文化共生の状態について考察していく。今田は、嫌悪感情と文化の発展について検討する文脈において、「文化とは固定したものではなく、他文化との衝突・摩擦を繰り返し、融合し、発展していく流動的なもの」〔今田 2019:44〕であると捉える。また山本は、社会・文化環境と個人の心身の発達に関する文化研究を紹介する中で、社会・文化の形成してきた文化的意味体系は個人を文化化し、そうした個人が他者との相互作用を通して文化的意味体系を再生産、時には新たな社会・文化を生成すると言い、このような関係性を見ることで「文化を固定化せずにダイナミズムの中で理解する道を探る」と言う〔山本 2013:48〕。すなわち、ある社会ないし文化の中で共有される価値観は、個人と他者の相互作用的な関わりの中で絶えず変化するものであり、そのような関わりの中では時に新たな価値観が生まれる。

これらの文化に関する意見から、「文化」とは人と人との関わることで変化し続ける、

社会において共有された価値観であると言える。このとき文化は個人と他者による「共同主観的な存在」[山本 2013:57]であり、多文化共生は多様な個人の文化的意味体系が相互に作用しあう過程であると言える。個人は、大きく異なる文化的意味体系に触れることで自らの文化的意味体系を再生産、あるいは新たな文化的意味体系を生みだす。ここに、日本人と在留外国人の相互作用的な交流によって、双方の文化的価値観を統合した、共同の新しい文化的意味体系が生まれる可能性を見いだす。それは日本人と在留外国人を包括する文化的価値観であり、多文化共生社会において共有される価値観、つまり多文化共生社会の文化であると言える。

(3)シンボルとしての「多文化共生」

ここまでで、多文化共生がひとつの理想像ではなく過程であると捉えた。では、その過程は実態的なものとして、ある状態を説明するものなのであろうか。それとも、象徴的な概念として私たちの意識の中に存在するのだろうか。多文化共生を考えるうえでは、「文化とは何か」を考えることが絶対的に必要である。そして先の項において、文化とは社会において共有された絶えず変化する価値観であると述べた。このことから、多文化共生という過程も象徴的な概念として捉えるべきだと考える。

シンボリック・コミュニティの概念では、コミュニティを「主体によって「領域性」や「共同性」が構成される社会過程」[阪口 2015:106]として捉える。このとき、シンボリズムの背景にはコミュニティ成員の流動性や異質性を前提とした社会関係の「流動化／再構造化」の過程が想定され、その流動化／再構造化によってコミュニティは安定的な実体ではありえない [阪口 2015:107-108]。

これを応用すると、まずグローバル化によって可能となったヒトの自由な移動（流動性）と、ほぼ単一民族国家であった日本へ流入した在留外国人の存在（異質性）を前提とした社会的な秩序や価値観、ネットワーク（社会関係）がある。その前提のもと、社会的秩序や社会的価値観、社会的ネットワークは、日本人がマジョリティを占める状態を維持しようとする（流動化）か、あるいは、日本人と在留外国人をひとつの集団とする社会の新たな社会関係を作ろうとする（再構造化）。そうした流動化／再構造化の過程が多文化共生（シンボリック・コミュニティ）であると捉えられる。こ

のとき、多文化共生が象徴する社会過程は再構造化の過程であると考え。日本人と在留外国人（主体）が、共に日本という社会（領域性）の構成員として（共同性）、両者を包括した統合的な秩序、価値観、ネットワークを作ろうとする過程が、多文化共生である。そして、それは象徴的な過程の概念として、私たちに共有される。

多文化共生は、私たちの脳内に確固とした共通イメージとして共有されるべきではあると考えるが、それは実体的なある状態として定義できるものではなく、絶えず変化し続ける過程として捉えられるため、このようなひとつの象徴的概念として共有することとする。

3. 本稿で用いる「多文化共生」の定義

ここまでの要点をまとめ、本稿では多文化共生を「日本人と在留外国人を含む多様な個人が、それぞれに内在する価値観（＝文化）に相互に作用することで、日本社会の構成員として、共同で両者を包括する統合的な新しい社会的秩序・価値観・ネットワークを作ろうとする過程」と定義する。これを具体的に言いかえると次のようになる。多文化共生は「日本人同士、また外国人同士、そして日本人と外国人のコミュニケーションの中で、それまで自分が『当たり前』としてきたことに対するカルチャーショックを相互に起こしあい、新しい『当たり前』を自分の中に形成していくことで、日本人と外国人が共通の『日本社会の構成員』という集団を内集団として認識し、その集団内に共通する新しい『当たり前』を作ろうとする過程」である。

この過程は、ひとつの象徴的概念として社会の構成員に共有され、構成員たちはその概念に沿って社会で生きる。この社会を「多文化共生社会」と呼ぶこととする。

多文化共生社会では、日本人と在留外国人が互いの差異を認めあい、これまでの双方の文化を尊重できるだけの密な関係性を築き、民族集団の枠組みを超えたひとつの集団を形成する。また、その社会で生活するすべての人間の社会的権利と福利厚生が保障される制度が存在する。そして、日本人と在留外国人のこれまでの文化を統合した新しい価値観が、「多文化共生社会の文化」として存在し、それは社会構成員たちのネットワークの中で絶えず変化し続ける。この変化は、構成員同士がコミュニケーションを通して自己と他者の間に存在する差異に気付くことによって生じる「価値観の

再生産」である。

第4章 日本人の外国人に対する意識の把握

1. 「日本人」と「外国人」の捉え方

日本人が他者を「日本人」あるいは「外国人」と捉えるとき、認識のうえでそれぞれは別の集団に属する人間である。その認識の基準として考えられるのは、話している言語の違いや国籍といったものであろう。ここで言う「違い」とは、自分自身と他者を比較した際にみえてくる文化的な差異だと捉えられる。人間は、自分の価値観を軸とした「常識」とは異なるものに出会い、それを他者という個性の差に帰属できないとき、その差を説明する帰属先として「文化集団」の存在を想定するという〔山本 2013:54〕。これにより、日本人が日本人を見るときと外国人を見るときで、その認識が異なってくるメカニズムを説明できると考える。日本人が日本人を見るとき、外見や言語など対象者と自分の間にいくつかの共通性を見いだすため、わざわざ相手を「日本人である」とは認識しない。それは2人の間にある差異を、相手と自分の個性の差としてその日本人に帰属することが可能だからである。一方、日本人が外国人を見るとき、対象者の外見や言葉、仕草や態度といったあらゆる情報が、自分の中で「常識」とするものと共通しない。このとき外国人の特徴は、相手と自分の個性の差としての外国人に帰属されきれず、「日本人」集団とは異なる「外国人」集団に帰属されることで、日本人は外国人を目にすると「外国人だ」と認識するのではないだろうか。「文化集団の境界線は本来極めて曖昧で多義・多重的、可動的」〔山本 2013:50〕ではあるが、個性の差としてお互いの特徴を比較する何かしらの基準があると考ええる。

五十嵐は、日本人が他者を日本人と見なすための「日本人の条件」に対する一般的イメージについて分析した。「ある人を本当に日本人であると思なすために、次のようなことがどの程度重要だと思うか」という問いに対して、出生地、国籍、居住地、言語、仏教または神道の信者であること（宗教）、政治制度や法律の尊重（制度）、日本人だという意識（意識）、先祖が日本人であること（先祖）の8項目を設け、それぞれの重要度を「全く重要でない（1）」から「とても重要だ（4）」の4段階で測定した〔五

十嵐 2015:300]。その結果、日本人にとって「日本人の条件」のイメージは「どのような特性を持つ個人にも共有されているもの」であり、その条件項目は意識、国籍、出生地、言語、居住地、先祖、制度、宗教の順に重要視されていること、またこの順位はあらゆる個人が同様に持つイメージであることが分かった〔五十嵐 2015:301-303〕。これより、五十嵐の提唱する 8 つの「日本人の条件」項目は、「日本人」という集団に属する人々に同様の重要度で順位付けされた共通の比較基準と捉えることができる。それは、自分の「常識」と他者の特徴が共通か、あるいは異なるかを比較する基準である。

在留外国人についていえば、「居住地」と一定の「制度」の 2 項目に関しては日本人と外国人の間の共通項として認識されうる。しかし、それらの重要度の認識は相対的に低く、重要度の高い項目に日本人のナショナルアイデンティティとも取れる「意識」や「国籍」がある。日本での定住を決める在留外国人が増加傾向にあるものの、彼らが「自分は日本人である」というアイデンティティを持つとは考えがたく、在留外国人全員が日本に帰化するとも考えがたい。すると、日本人が在留外国人との間の差異を「個性」として相手に帰属できないのも仕方ないであろう。つまり、「日本人の条件」が日本人の間で共有されている以上、日本人は外国人を見るときに、自然と相手を自分とは異なる集団の人間と見なしてしまう。比較基準として「日本人の条件」が機能するのなら、「共通」という認識と「異質」という認識の境界についてはさらに検討をすべきだが、その点については今後の研究に委ねる。

ここまで、五十嵐の「日本人の条件」を山本の言う「常識」との比較基準とし、日本人が日本人を見るときと外国人を見るときでの認識の違いについて考察してきた。しかし、この認識の違いだけでは、日本人が外国人に対して持つ先入観や偏見を説明しきれない。日本人が「日本人」と「外国人」を区別して捉えたうえで、外国人に対して偏見を持つ、あるいは差別的な行動を取ることを理由については、さらに日本人の意識について考察を深める必要がある。

2. 日本人の外国人に対する排外意識

日本人が外国人に対して持つ偏見はどのような意識から湧き起こるのだろうか。そ

れは、日本人の外国人に対する排外意識だと考える。先述の通り、日本人は認識上で「日本人」という集団と「外国人」という集団を形成する。日本人にとって、日本人集団は自らが属する内集団であり、対する外国人集団は外集団である。河野は「特定集団に対する排斥の認知的背景は偏見（prejudice）であり、行動的・制度的側面は差別（discrimination）」[河野 2019:54]であると言う。外国人という外集団への排外意識は、行動的側面の排斥として、ヘイトスピーチなどの形で表出する。

ヘイトスピーチについて社会的関心を集めたのは、2013年のヘイトスピーチを違法とした京都地裁の判決だろう。これは、2009年12月に在特会が朝鮮学校周辺で行ったヘイトスピーチ活動に対して、京都朝鮮学園が損害賠償を求めた提訴に、京都地裁が約1,226万円の賠償を命じた出来事である⁽¹²⁾。ヘイトスピーチへの社会的関心の高まりをうけて、2016年にはヘイトスピーチ解消法が施行された。その前文では「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、すなわち在留外国人に対し彼らを日本の地域社会から排除する、またはそれを扇動するような差別的言動は許されないとし、本則ではそのような不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進する⁽¹³⁾。

法律による差別的言動の解消の推進は、排外意識の表出を抑制する効果を持つであろうが、日本人の外国人に対する排外意識を根絶するわけではない。日本人が外国人に対して排外意識を持っているうちは、多文化共生は実現されない。つまり、日本人の意識変革なしには、多文化共生は実現できないと考える。多文化共生に向けた意識変革の必要性については、多文化教育の文脈において森茂も主張するところである[森茂] 2009: 97-98]。

では、日本人の外国人に対する排外意識は変わりうるのだろうか。その可能性を探るために、排外意識自体を詳しく把握したうえで、日本人の排外意識の特徴をつかむ。

(1) ヒトが持つ排他性

人間はさまざまな個性を持つが、ヒトとしての本能的な反応や思考はすべての人間に共通である。河野はヒトの環境適応のひとつとして、ヒトが持つ排他性を説明する。ヒトの進化における環境適応としての排他性について、河野の論文を間接引用して以下で説明する [河野 2019:55-57]。

進化心理学分野において、ヒトの心身の特徴は約300万年～3万年前までの環境や生活様式に対する適応であると推定されている。その当時、ヒトは狩猟採集生活様式

を取っており、資源の希少性は非常に高かった。この環境において、ヒトは種の存続と繁栄のために2種類の行動を取った。ひとつは、資源をめぐる同種他集団との争いである。争いに負ければ、自集団は大きなコストを被る。また、他集団や他個体の裏切りやだまし討ちといった方略にあえば、被るコストはさらに大きくなる。そのため、ヒトは争いの被害者とならぬよう、常に警戒する必要があった。種の存続と繁栄のためのもうひとつの行動は、ヒトの持つ互惠的利他性を活かした他者との協力である。ヒトの互惠的利他性は、他者との分業によって資源獲得の効率を高め、資源枯渇時には資源提供による相互扶助を可能にした。こうした他者との協力関係には、他者への信頼が必要であった。他者への警戒と信頼を同時に行うため、ヒトは社会的感情を適切に機能させ、仲間との互惠的協力関係を確立したうえで、特定の個体が極端な損得を得ないようにバランスを保っていた。こうしてヒトは、種の存続と繁栄を達成してきた。

一個体のヒトが持つ資源には限りがあるため、この他者との互惠的協力関係を無限に拡大することは出来ない。そのためヒトは、自らを破綻させないために、資源の共有を許す他者を選別する必要があった。この意味で、仲間と協力し助けあうことは、仲間以外を排除することと表裏一体である。つまり、ヒトの互惠的利他性は、内集団のまとまりと同時に外集団の排斥を強めるという「ヒトの持つ排他性」に繋がる。

また、ヒトは進化の仕組みの中でその排他性を強化してきた。これは、マルチレベル淘汰の理論とエラーマネジメント理論によって説明される。マルチレベル淘汰の理論とは、集団生活を営む種においては、集団単位での自然淘汰が生じる可能性があったとする理論である。これによりヒトは、内集団においては利他的であり、外集団に対しては競争的・排他的特性を強めてきたと考えられる。一方、エラーマネジメント理論とは、進化は少しでも失敗をしないよう、大きなコストになりうる選択にはバイアスをかけるとする理論である。この結果、実はまったく脅威ではないものでも、誤って差別する可能性が発生する。こうして、ヒトは容易に内集団と外集団を分け隔てたうえで、外集団に対する警戒と排斥を強めてきた。

以上が、河野の述べるヒトが持つ排他性である。このことから、排外意識はどんな

人間も生来持ちあわせていると言える。つまり、日本人が「外国人」という外集団に対して、排外意識から偏見を持ったり差別的行動に出たりすることは、ヒトの本能的に当然の反応であることが分かった。

(2) 欧米と日本の排外意識比較

排外意識の根底にあるヒトの排他性のメカニズムは共通だが、人間や社会の文化的・社会的特徴が排外意識に影響を及ぼすことはないのだろうか。今田によると、日本は他者への敬意や義務、組織への忠誠などの共同社会性と呼ばれる道德コードを重視する文化であるという [今田 2019:42]。これは、例えば日本の「察する文化」と言われるような他者との協調を重視する傾向からも想像できる。このような日本の文化的・社会的特徴が日本人特有の排外意識を作りあげてきた可能性について検討する。

河野は、憎悪の三角尺度（以下、THS）を用いて、日本人の嫌悪対象集団について調査した。THS は、対象集団に対する共感の否定を測定する「反親密」、対象集団に対する怒りと恐怖の感情を測定する「情熱」、対象集団に対する排斥や闘争への志向を測定する「コミットメント」という 3 側面から憎悪を測定するものである [河野 2019:57]。調査の結果、「反親密」と「コミットメント」について 20 代～30 代での上昇がみられたこと、そして「コミットメント」については男性の方が高かったことを留保しても、全体的に年代差と性差による嫌悪対象集団の認知の差異は不明瞭であった [河野 2019:60-61, 63]。この結果から、日本の排外意識は、年代や性別といった属性との相関関係を持たない、あるいは弱いという可能性が見出される。

樋口は、排外主義を「反移民感情、反移民を掲げる極右政党への支持、反移民を掲げる集合行為への参加を意味するもの」[樋口 2019:17] としたうえで、日本における排外主義と社会的属性の関係について検討した。欧米における社会学研究では、移民との職をめぐる競合を背景にして、男性の方が（性別）、低学歴の方が（学歴）、若年層の方が（年代）、ブルーカラーの方が（社会的階層）排外主義が強まるという、排外主義と社会的属性の間の相関関係について知見が共有されている [河野 2019:19-21]。このような知見をもとに、樋口は日本における排外主義と属性の関連について先行研究をレビューしたところ、日本においては欧米とは異なる結果がみられた。樋口の得

た結果によると、性別については、男性の方が排外主義の傾向が強いとみられるものの、欧米ほどではない。学歴、社会的階層については有意な関係のない場合が多く、それどころか、日本においてはホワイトカラーの方が排外主義に対して好意的であるという結果がみられた。年代についても欧米と対照的で、日本では高齢化と共に排外主義が強まる [樋口 2019:19-22]。日本においてブルーカラーよりホワイトカラーの方が強い排外主義の傾向を持つことは、ホワイトカラーが「親体制的」であるからと説明でき、これは日本の排外意識の特徴と言える [樋口 2019:22]。この背景として、日本は島国であるがゆえに外国人との交流機会が少なかったため、日本の保守政党が排外主義的姿勢であるからと考えられる。

これらの参考研究から、日本には欧米諸国とは異なる特有の排外主義があり、それによって日本人の排外意識は特徴づけられると言ってよいだろう。上記の結果からは、日本人の排外意識は社会的属性との相関関係が弱いと言える。しかし、濱田が群馬県邑楽郡大泉町で行った、日本人住民の外国人住民に対する意識調査においては、個人の社会的属性は労働市場や生活空間といった環境の悪化に関する脅威の認識を経由して、排外意識を強めていた [濱田 2010: 108-111, 113]。これより、日本において社会的属性は間接的に日本人の外国人に対する排外意識を強める可能性が示唆される。

以上のことから、日本人の排外意識と社会的属性の相関関係は弱いと言ってよい。そして、大泉町における調査における結果から、日本人の排外意識は、ヒトの持つ排他性や社会的属性との関係性だけでは、その促進や抑制について説明しきれないと考えられる。日本人の外国人に対する排外意識をつかむためには、ヒトの持つ排他性や社会的属性との関係性以外の、促進あるいは抑制効果を持つ説明要因について、さらに考察を深めるべきであろう。

(3)日本人の排外意識を説明しうる仮説

排外意識についてはこれまで、心理学分野あるいは社会心理学分野において研究がなされており、排外意識を促進または抑制するいくつかの仮説が提唱されている。それらの仮説を日本人の在留外国人に対する排外意識に適用する際、在日コリアンに対する排外意識とその他のニューカマー外国人に対する排外意識では、それを説明する

のに有効な仮説が異なる [永吉 2017:149]。永吉によると、在日コリアンに対する排外意識を説明しうる仮説として「東アジア地政学仮説」と「レイシズム仮説」が、その他のニューカマー外国人に対する排外意識を説明しうる仮説として「集団脅威仮説」が、そして、両方の排外意識を説明しうる仮説として「接触仮説」「社会関係仮説」「メディア仮説」がある [永吉 2017:149]。

先の項における欧米と日本の排外意識の違いは、集団脅威仮説によって説明できる。欧米において、排外意識と社会的属性の相関関係の背景には、移民との職をめぐる競争が存在することは先述の通りである。欧米社会では移民が総人口に占める割合が高いため、労働市場において移民との職をめぐる競争が発生し、現地の人々が「移民に仕事を奪われるかもしれない」という移民全体に対する脅威を感じることで、社会的属性が排外意識を強める。一方、日本社会は比較的社会経済が安定しており、総人口に占める在留外国人の割合も約 2%と低い。そのため、日本の労働市場においては職をめぐる在留外国人との競争が起こりづらく、在留外国人に仕事を奪われるといった脅威が発生しにくい [金 2015:39]、社会的階層をはじめとした社会的属性が排外意識を強める効果が見られにくいのである。ここで留意したいのは、集団脅威仮説を背景とした社会的属性と排外主義の弱い相関関係は、日本を国レベルの社会で捉えた場合にその説明要因となるということである。濱田の調査にあったように、都道府県や市区町村のレベルで日本社会を捉えたと、従事する産業や地域住民の社会的属性に偏りが出るため、欧米と同じような効果が見受けられることがある。

さて、ここから日本の外国人に対する排外意識の促進あるいは抑制に関わる仮説について見ていく。本稿における「在留外国人」はオールドカマーとニューカマーの両方を意味するため、ここでは接触仮説、社会関係仮説、メディア仮説の 3 つに着目する。

接触仮説は、外国人との接触が彼らに対する偏見を低減させるとする、排外意識を抑制する要因である [濱田 2010:102; 永吉 2017:160]。そのメカニズムは、外国人との接触は「外国人」という外集団を知ることにより、彼らに対して持っていた不安感を低下させたり、偏見を解消したりすることによる。抑制効果を発揮する接触には

いくつかの条件がある。それは「社会的制度的支持」「知悉可能性」「対等な地位」「協同」の4条件を満たすこと、すなわち、社会的および制度的に接触を支持する枠組みが存在し、互いの関係性を発展させるのに十分な期間・頻度・密度で、対等な地位の当事者同士によって、どちらの集団にも望ましい共通の目標を有した共同活動的な接触である必要がある〔濱田 2010:102〕。しかし、在留外国人増加の影響が「わからない」とする人は排外意識が高くなりやすいが、あいさつ程度の接触や生活圏内で頻繁に外国人を目にするといった表面的な接触でも抑制効果は確認されており、そうした接触は在留外国人に関する不確定性への不安感を減少させ、排外意識を抑制する〔永吉 2017:158-159; 春日 2019:10-11〕。どのような接触かによってその影響力は変化するが、外国人との接触による排外意識の抑制効果には大きく期待できる。

社会関係仮説は、文化的多様性への耐性の高さに社会関係資本が影響を与えることで排外意識の抑制効果が現れるとする仮説である〔金 2015: 46-47; 永吉 2017:157, 160-161〕。社会関係資本とは、社会的規範や他者への信頼、そして個人的な人脈のネットワークを指し、日本人／外国人の別なく多様な社会関係資本を持つことで、「異質な価値観を持つ人との接触機会が増え、文化的に異質な集団に対する受容度があがる」〔永吉 2017:157〕とする。男性についてはネットワークの相手の平均教育年数が、女性についてはネットワーク自体の多様性が、排外意識を抑制する効果を持つ〔濱田 2010:103〕。交友関係が広がることで人間関係を構築しうる他者も増えると考えれば、男女ともに多様なネットワークを持つことが排外意識抑制に繋がると考えてよいだろう。

メディア仮説は、メディアによるあるテーマの報道が個人のそのテーマへの認識に影響を与えたとしたうえで、在留外国人への排外意識はメディアによるネガティブ表象の影響を受けるとする仮説である。メディアにおいて、マイノリティは犯罪などネガティブなテーマと結び付けて描写されやすく、日本におけるメディア上でも外国人が治安問題と関連付けて描写されていることが指摘されてきた〔永吉 2017:154-155〕。この仮説に依拠すれば、そうした日本でのメディアにおける表象は、日本人の在留外国人に対する認識にネガティブな影響を与え、彼らに対する差別的態度や偏見に繋が

る。河野の行った日本人の嫌悪対象集団に関する調査においても、嫌悪対象集団として挙げられた集団は「当時マスコミ等が報じた一般的な情報に対する反応が現れたもの」[河野 2019:57, 61-63]であった。メディア利用では「自分の既存の態度に近い情報を積極的に受け入れるという選択的接触が働きうる」[永吉 2017:153]ため、メディア利用と排外意識の因果関係の向きには注意する必要がある。しかし、メディアの影響力を考えれば、在留外国人への排外意識が強い人はメディアの選択的利用によってさらに排外意識を強め、それがまた偏りのある情報収集に繋がるという負の相互作用を想定できる。そして、そのまた逆も然りである。在留外国人が労働力となり日本の労働力不足を補っているなど、在留外国人をポジティブな社会現象と紐づけてメディアで描写することにより、排外意識が弱まる可能性もある。この意味で、メディア仮説は排外意識の促進にも抑制にもなりうると言える。

3. 日本人の外国人に対する意識

本章では日本人の外国人に対する意識を把握するため、日本人が外国人を捉える認識と外国人に対する排外意識について考察を深めた。これらを総括し、日本人の外国人に対する意識として述べる。

人間は本能的に内集団と外集団を容易に分け隔てる。これにより、日本人は「日本人」という内集団と「外国人」という外集団を区別したうえで、外国人を捉える。このときの「外国人」という認識は、外国人である他者個人ではなく、外集団に対して持たれるものである。日本人の間には、一般的な「日本人の条件」が共有されている。それを比較基準として、日本人集団内の「常識」に外国人である他者個人を照らしあわせると、その対象外国人は「常識」から大きく逸脱する特徴を持つ。日本人と外国人の間に発生するこの差異を、日本人は人間的な個性の違いとして捉えきれず、集団間の特徴の違いとして外国人集団に帰属させる。こうして日本人が外国人を捉えるとき、「外国人」という外集団が内集団とは異なる文化集団として想起されてしまう。つまり、日本人は外国人を目の前にしても、その他者個人ではなく「外国人」という集団全体を捉えてしまう。日本人が外国人を見るとき、それはその人間個人を見ている訳ではないということである。

また人間は、内集団と外集団を区別したうえで、本能的に他集団に対する排他的性格を持つ。排外意識と捉えられるそれは、人間を他集団に対する偏見や差別へと繋ぎかねない。排外意識はすべての人間に共通するが、欧米とは異なる日本社会の影響を受け、日本人の排外意識としての特徴を持つようになる。この違いは、排外意識の促進説明要因である集団脅威仮説が、国レベルの日本社会においては適用されると言いがたいため生じる。濱田が日本人の排外主義は「社会に広く共有されている社会意識」を媒介することによって増幅あるいは減退すると述べる〔濱田 2010:46〕ように、日本人の外国人に対する排外意識は社会心理学的な意識によって促進されたり抑制されたりする。この社会心理学的意識によって促進または抑制される、日本人の外国人に対する排外意識の仕組みは、接触仮説、社会関係仮説、メディア仮説によって説明できる。

これら3つの仮説をもとにすると、日本人が外国人について理解すること、日本人と外国人の区別なしで多様なネットワークを持つこと、そしてメディアにおいて在留外国人をポジティブに描写することによって、日本人の外国人に対する排外意識は抑制される可能性を持つ。これは、多文化共生に向けた日本人の意識変革が可能であることを示唆している。

複雑な社会構造と社会関係の中で私たちはその構成員として存在しており、そうした関係や構造の中で主体性を発揮し個人として他者とコミュニケーションを取りあうことで、社会は組織として初めて機能する〔山本 2013:60〕。この個人レベルのコミュニケーションは、日本人が在留外国人について理解することと多様なネットワークを形成することを可能としうる。つまり、日本人と在留外国人を含めた個と個の交流の、相互理解を深めると同時に多様なネットワーク形成に繋がれば、ボトムアップの形で日本社会における多文化共生を実現できるかもしれないのである。個人として主体性を発揮し他者とコミュニケーションが取りやすい場は、地域社会だと考える。よって、地域社会における日本人と在留外国人の交流を深めることは、多文化共生実現の一助になると捉えられる。

第5章 日本における多文化共生の取り組み

1. 制度面における多文化共生に向けた取り組み

(1) 出入国面の制度的管理と外国人受け入れに対する政府の姿勢

第2章において、ニューカマーの来日背景にある日本社会の動向として、入管法改訂や在留資格創設について触れた。それらは、これまで政府が行ってきた在留外国人に対する取り組みである。日本に滞在する在留外国人を適切な制度で管理することが政府の役割であり、これが制度面における多文化共生に向けた取り組みと言える。

政府による在留外国人の制度的管理は、出入国面での管理と在留面での管理に分けられる。グローバル化の流れや日本における労働力不足問題、人口減少問題をうけて、日本は出入国面の制度的管理を進めてきた。それらの背景にあった外国人受け入れに対する政府の姿勢について、以下、明石の論文を間接引用しつつ概観する[明石 2009:224-237]。

1980年代後半、労働力不足問題の解決策のひとつとして外国人労働者を受け入れるかどうか、日本国内ではその是非が問われた。開国派は国際社会に視点を置いたうえで、鎖国派は日本社会に視点を置いたうえで、それぞれ日本の将来を考えていた。この意見対立は、経済・産業的要請と社会的費用や文化摩擦といった負担とのバランスを探るものであったと言える。政府はドイツの外国人労働者受け入れによる失敗から、外国人受け入れに対してはとても慎重になっていた。しかし、国内における人手不足は深刻であり、入管当局の中には外国人受け入れに積極的な姿勢をみせる動きもあった。こうした受け入れ是非を問うさまざまな思いが入り乱れた結果が、1989年の改正入管法成立とそれによる在留資格「定住者」の新設、そして1993年の技能実習制度導入である。これらにより、表向きは外国人受け入れに対して消極的姿勢をみせた政府だが、実質的には外国人の日本における単純労働従事を可能とする仕組みをつくった。

1990年代も政府の消極的姿勢は基本変わらなかったが、1990年代末になると、将来的な人口減少とその経済への影響を懸念した経済界は、外国人受け入れに対して積極的姿勢を強くみせた。これは、外国人受け入れを労働力の需給調整以外に、長期的

経済力維持と人口減少対策という観点からも捉えるべきとする動きである。それでも政府の消極的姿勢は変わらず、これまで通り、単純労働分野における外国人労働者の受け入れは認めないとする原則が貫かれた。

こうして政府は外国人受け入れに対する消極的姿勢を取り続けたが、日本の地域社会では研修生の労働従事と日系南米人の定住化が進み、外国人集住都市を中心に外国人問題が発生していた。それにより、政府に対する治安管理的な要求も高まり、政府は在留面での制度的管理充実に向けて取り組まざるを得なくなった。外国人の在留面における管理充実化のため、2009 年に入管法が改正される。これによって、法務省発行の在留カードによる在留管理の仕組みができ、同改正法に関連して在留外国人も住民基本台帳の対象とする改正住民基本台帳法が成立した。

以上が、外国人受け入れに対する政府の姿勢についての概観である。日本政府は、外国人受け入れに対して消極的姿勢を取り続けていたため、これまで行ってきた出入国面の制度的管理は、その時々に応じた最低限のものであったことが分かる。

概観すると、政府が行ってきた出入国面での制度的管理は、技能実習制度導入と在留資格創設の 2 つであったと言える。よって、制度面における多文化共生に向けた取り組みの具体例として、この 2 つについて見ていく。

(2) 技能実習制度

外国人技能実習機構によると⁽¹⁴⁾、技能実習制度は「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること」を目的とした制度である。技能実習制度が国内の労働力不足を補うために使われることのないよう、技能実習法によって基本理念が定められている。

その仕組みは、開発途上国等の外国人を受け入れ、雇用関係なしの講習を原則 2 か月間実施してから、雇用関係のもと実習を実施する、最長 5 年間の OJT を通じた技能移転である⁽¹⁵⁾。非営利の監理団体が技能実習生を受け入れる団体監理型と、日本の企業等が海外支店等の労働者を受け入れる企業単独型の 2 つのタイプがある。

企業単独型による外国人研修生の受け入れは、1982 年の入管法改正をうけて、同年 1 月に開始された。その後、1990 年の入管法改正をうけて団体監理型による外国人研修生の受け入れが始まる。前項で触れたように、技能実習制度として創設されたのが

1993 年 4 月のことである。1997 年には技能実習期間が 2 年から 3 年に延長され、2010 年には入管法改正をうけて、在留資格「技能実習」が創設された。

(3)在留資格

在留資格は、在留外国人が日本において何らかの活動を行うために必要な資格である。資格によって、日本で行うことができる活動と日本に在留できる期間が異なる。

今日、在留資格の種類は、全部で 33 種類である。在留資格を大きく分けると「活動資格」と「居住資格」の区別で 2 つに分類され、「活動資格」は就労資格か非就労資格か、上陸許可基準の適用があるかどうかでさらに 5 つに分類される。全 33 種類の在留資格名と分類は以下（表 1）に示す通りである。

活動資格	就労資格	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道（6 種類）
	就労資格、上陸許可基準の適用あり	高度専門職 1 号、高度専門職 2 号、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能 1 号、特定技能 2 号、技能実習 1 号、技能実習 2 号、技能実習 3 号（17 種類）
	非就労資格	文化活動、短期滞在（2 種類）
	非就労資格、上陸許可基準の適用あり	留学、研修、家族滞在（3 種類）
	—	特定活動（1 種類）
居住資格	—	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（4 種類）

表 1 在留資格とその分類（出入国管理庁ウェブサイト⁽¹⁶⁾参照、筆者作成）

これらの在留資格ごとに、在留外国人に対して許可される活動内容と日本における在留許可の期間が細かく定められている。

(4)制度面における取り組みの今後の課題

入管法改正とともに、技能実習制度の導入や在留資格の創設、そして関連するその他法改正など、政府はこれまで出入国面での制度的管理を進めてきた。しかし、政府の一貫した外国人受け入れに対する消極的姿勢を考えると、その取り組みが十分であったとは言いがたい。在留面での制度的管理については、政府が動き出した時期が2000年代に入ってからであったことを考えると、出入国面での管理以上に、取り組みとして不十分な状態であると言える。

日本に滞在する在留外国人の適切な制度的管理が政府の役割であることは先に述べたとおりであるが、これまでのような制度的管理では多文化共生を果たせないと考える。今日の在留外国人の特徴として定住化と多国籍化が進む今日、在留外国人に対して日本人と同等の制度的管理を行うことが政府には求められる。「日本人と同等の制度的管理」とは、社会的権利や福利厚生保障である。

在留外国人に対する社会保障や在留外国人の子どもたちの教育に関する課題は、2000年代後半から問題視されてきた〔明石 2009:231〕。しかし、永住資格を持つ在留外国人にすら、市民的権利が認められていないのが現状である〔宮島 2017:79〕。定住あるいは永住を選択した在留外国人はもちろん、多文化共生社会において日本で生活する在留外国人はみな「日本における生活者」であり「日本社会の構成員」である。そのため、その社会的処遇は日本人と同等であるべきだと考える。

2009年の改正住民基本台帳法成立によって、在留外国人も対象とする住民基本台帳制度が創設された〔多文化ポータルサイト 2019〕。このように、政府による制度的な取り組みにはまず、関連法案の改正等が必要となることが多い。そのため、社会保障をはじめとした在留面における制度的管理を進めるべきといえども、今日明日で何かを変えられる訳ではない。政府には、長期的視点を持って将来を推測し、日本における多文化共生に向けて取り組むべきことを選定したうえで、粘り強く取り組み続ける姿勢もまた求められる。

2. 実態面における多文化共生に向けた取り組み

(1)市民による多文化共生に向けた取り組みの必要性

日本人と在留外国人が生活をする場は地域社会である。2006年に総務省が公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において、政府は外国人住民に関わる課

題が将来的に全国的な地域で共通のものになるという想定のもと、地方自治体の多文化共生への取り組みを「積極的に支援する」という姿勢を表した〔総務省 2006:2〕。これはつまり、在留外国人との多文化共生を実践する主体は、彼らと同じ地域に居住する地域住民ならびにその地域の地方自治体であるという認識を持っているということである。そのため同報告書では、在留外国人に対する「コミュニケーション支援」と「生活支援」、および「多文化共生の地域づくり」という3つの観点から、多文化共生推進に向けた指針と事例を地方自治体に対して示すにとどまっている〔総務省 2006:11-36〕。

政府は多文化共生の実践を地方自治体と地域住民に一任するが、地方自治体の取り組みにも政府と同様、限界がある。蕭らは、地方自治体による多文化共生施策の課題として、行政の縦割りによって部署横断的な情報共有の仕組みがなく、連携も弱い点を挙げる〔蕭・城所・瀬田・佐藤・李 2017:55〕。だからといって、部署横断的に外国人住民の課題に向きあおうとすると、かなりの労力が必要になると考えられる。行政機関であるがゆえに、取り組みとして実施できる施策の限界が存在するということである。

よって、私たち一般市民が地域社会を構成する主体であるという当事者意識を持って、多文化共生実現に向けて取り組む必要がある。そうした私たちの取り組みは、地方自治体による多文化共生施策の具体的な内容となる。つまり、私たち一般市民の多文化共生に向けた取り組みは、実態的な多文化共生の取り組みに直結するのである。多文化共生に向けた実態的な取り組みは、地方自治体と地域住民がそれぞれ、地域社会の構成主体であることを自覚し、「枠組みづくり」と「内容づくり」を役割分担しながら、自分たちにできることを進めることで実現すると言える。

(2)日本人と外国人の交流と仲介役

多文化共生の定義を振り返ると、私たちは多文化共生に向けて、個人レベルのコミュニケーションの中で、自分と他者の間に存在する差異とそれにより発生するカルチャーショックを受け入れ、新たな価値観を生み出す必要がある。この具体的イメージは、市民団体の活動を通して在留ブラジル人と関わった日本人の語りから想像することができる。その日本人は「違った視点で日本社会を見ることで、多数者として生きてきた鈍感さから気づかなかったことに触れ、自分自身が豊かになり、多様であることの楽しさを知った」〔吉富 2006:28〕と語った。カルチャーショックは、自分の「当

たり前」と他者の「当たり前」の間にある差異を認識することで発生する。

こうした多文化共生に向けたカルチャーショックは、他者との交流におけるコミュニケーションの中で発生する。しかし、日本人と外国人のコミュニケーションでは、言語の不自由さなどの課題が発生する可能性があるため、日本人と外国人の交流は、日本人同士や外国人同士の交流に比べて難しい。川端は、外国人集住地域における民生委員の活動支障要因の分析を行い、その中に「外国籍住民との関係づくり」を含む「外国籍住民への対応」が含まれることを明らかにした〔川端 2020:9〕。また春日は、群馬県邑楽郡大泉町におけるアンケートと聞き取り調査によって、「生活活動内に外国人が存在したりすることはあっても、外国人に寄り添い、交流を持つ日本人住民は少ない」ことを示唆した〔春日 2019:9〕。

こうした状況を解決し、日本人と外国人のコミュニケーションを可能にする存在として期待するのが、当事者による仲介者的役割である。このような存在の必要性については、外国人住民の自立と社会参画のための取り組みとして、2006年の時点で政府から指針が出されている〔総務省 2006:36〕。また春日も、大泉町における日本人と外国人のメディエータの役割について、日本人住民や外国人住民とのネットワークを形成し、両者の意思疎通をスムーズにすることで、双方を繋げる重要な役目を果たしていると評価する〔春日 2019:22-23〕。日本人コミュニティと外国人コミュニティの双方と関わりを持つ意欲的な地域住民が、両者のコミュニケーションを手助けする仲介役となることで、日本人と外国人の交流は活性化され、地域における多文化共生は促進するであろう。

(3)群馬県と愛知県における仲介役育成事例

仲介役の必要性やその効果には一定の評価がされているものの、その多くは現在、意欲的な地域住民当事者によって自発的に行われており〔春日 2019:19〕、地方自治体による制度的な取り組みとして確立されている事例は少ない。その中で、群馬県伊勢崎市と愛知県は、市／県の多文化共生に向けた取り組みとして、地域住民を仲介役に認定する制度をつくった。これらの事例を紹介する。

群馬県伊勢崎市は、地域における多文化共生の推進に対して中心的な役割を果たしている市民を「多文化共生キーパーソン」（以下、キーパーソン）として認定し、市との連携によって多文化共生のまちづくりを推進しようとする事業を打ち出した⁽¹⁷⁾。キ

キーパーソンに認定された市民は、外国人コミュニティのリーダー的存在として周囲の外国人住民を支援する人や、外国人住民のコミュニケーション支援に取り組むボランティアである。認定された7人のうち、日系南米人が5人、フィリピン人と日本人が1人ずつであった。

キーパーソンの活動内容は、「伊勢崎市多文化共生キーパーソン会議⁽¹⁸⁾」における伊勢崎市国際課との意見交換である。外国人住民が地域社会の一員として活躍していくうえでの課題や市の多文化共生政策について、国際課の職員と意見交換を行う〔群馬県伊勢崎市 2021a, 2021b, 2021c〕。まだ事業として始まったばかりで、第1回の意見交換会は2021年4月22日に行われた。初回では、多文化共生の取り組みとコロナ禍における外国人住民への周知啓発の取り組みをテーマに意見交換が行われた。第2回の意見交換会では、キーパーソンが考える『多文化共生』についてとキーパーソンとしての思いについて、2021年10月1日と10月7日の2日に分けて開催された。

キーパーソンとしての活動はこの意見交換のみで、地域社会における活動実態は人それぞれであると言える。しかし、意見交換会では各々の活動における「キーパーソンの気付き」を市やほかのキーパーソンと共有しているため、意見交換会という場はそこから新たな気付きを得る機会となり、それらは今後の各自の活動に生きていくと考える。

愛知県は、「地域多文化コーディネーター」の育成研修を開催し、受講者を「あいち地域多文化コーディネーター」（以下、コーディネーター）として認定した⁽¹⁹⁾〔愛知県県民文化部社会推進課 2019:19-20〕。コーディネーターは、外国人住民と日本人住民の架け橋となり、多文化共生の地域づくりの調整を行う役割を持ち、地域における多文化共生推進のためのさまざまな活動を行う。コーディネーター認定を受けた人のうち、継続して活動を希望する人は、県の多文化共生推進室に登録され、県や市町村、地域などから依頼を受けて活動する。コーディネーターが県や市町村などどのような関わりを持ち、多文化共生の地域づくりの推進にどう貢献するのかは、コーディネーターの相関図（表2）で示される。

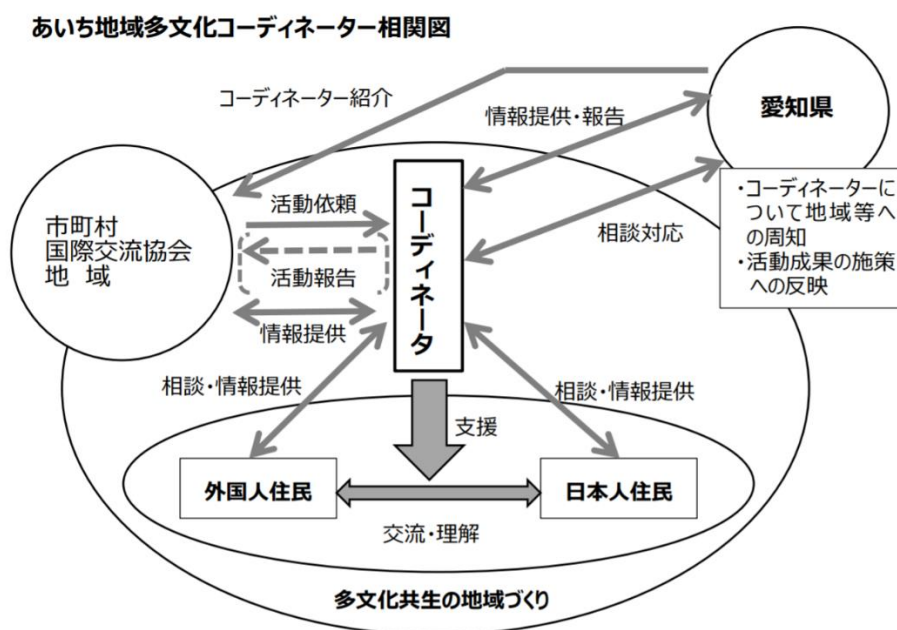


図 1 あいち地域多文化コーディネーター関連図

[愛知県県民文化部社会推進課 2019]

コーディネーターが県や市町村、地域などから依頼された活動を行い、その活動報告を依頼者と県に行うことで、愛知県は県内の多文化共生推進活動の事例を把握し、県としての施策に反映できる。また同時に、コーディネーターは、日本人住民、外国人住民それぞれと相談や情報提供をしあうことで、両コミュニティの仲介役となり、地域コミュニティにおける日本人と外国人の交流ならびに相互理解に寄与する存在である。

(4) 仲介役の共通点

伊勢崎市の「多文化共生キーパーソン」認定は、もともと仲介の役割を担っていた市民の制度的仲介者認定であると捉えられる。キーパーソンは、市との意見交換会に参加するなかで、多文化共生推進に関わるさまざまな意見を「気付き」として得ることができ、それらは今後のキーパーソン個人の仲介活動へと活きると考えると、「多文化共生キーパーソン」認定は仲介者育成事例のひとつとしても捉えられる。

また、各々の活動実態は多岐にわたり、中には日本人コミュニティとだけ、あるいは外国人コミュニティとだけしか関わりを持っていなかった人もいると思われる。そ

れが、キーパーソンになったことで、自分が関わりを持っていなかったコミュニティと間接的に関わるできるようになったのではないか。この意味で、伊勢崎市の「多文化共生キーパーソン」認定は、多文化共生に向けて意欲的に活動する地域住民に、多様なネットワークを形成する機会を与えた点でも評価されるべきだろう。

伊勢崎市としても、キーパーソンとの連携は、地域における外国人住民の問題やコミュニティの実態についてある程度の知識を有する「有識者」との連携であり、地域住民の声を吸い上げ、今後の施策考案に活かすことができる良い機会となろう。

一方、愛知県の「あいち地域多文化コーディネーター」は、県の研修を受けた意欲ある市民をコーディネーターに認定した点で、制度的な仲介者育成であると捉えられる。認定された市民は今後、県や市町村、地域などから依頼される多文化共生についての相談・活動をこなしていくことで、多文化共生に関するあらゆる情報の「知恵袋」となろう。

こうして群馬県伊勢崎市の事例と愛知県の事例を振り返ると、3つの共通点がみえてくる。

ひとつは、仲介役は多文化共生推進に意欲ある市民によって果たされる役割であるということである。伊勢崎市の多文化共生キーパーソンは、もともと地域における多文化共生の推進に対して中心的な役割を果たす市民である。また、あいち地域多文化コーディネーターについても、県が用意した研修を終えた後、コーディネーターとして継続的に活動をしていきたいと希望した市民が認定されている。よって、仲介役となる市民は、多文化共生推進に対して自発的な行動を取ることができる意欲ある市民であるべきだと言えるだろう。

ふたつ目は、仲介役は複数のコミュニティと関わりを持つ人物であるということである。伊勢崎市の事例では、意見交換会を通して、他コミュニティで活動するキーパーソンたちと関わることができ、この意味で間接的に他コミュニティとの繋がりを持つことができる可能性については、先述した通りである。あいち地域多文化コーディネーターについては、日本人住民コミュニティと外国人住民コミュニティの双方を相手に、多文化共生に関する相談や情報提供を行う。この点で、愛知県の事例においても、仲介役は2つのコミュニティと関わりを持つことになる。県や市町村、地域などから活動依頼を受ければ、自分の居住する地域コミュニティ以外とも関わりを持つことに繋がるであろう。よって、仲介役となる市民は、民族や場所にとらわれず、多様

なコミュニティと関わりを持つ市民であると言えるだろう。

最後に、仲介としての活動を通して、仲介者として成長できることが、2つの事例から導き出せる共通点である。伊勢崎市の多文化共生キーパーソンの事例においては、市との意見交換の場において、多文化共生のための他者の考えを聞き、各々の多文化共生推進活動に活かすことができる「気付き」を得られる。愛知県の事例においては、あいち地域多文化コーディネーターとして依頼された活動を行い、また日頃から日本人住民コミュニティと外国人住民コミュニティの双方と関わりを持つなかで、さまざまな多文化共生に関する知識と経験を得ることができる。そうして、多文化共生に関わる情報を広く知ることが、想定外の課題や問題に対処しなくてはならないときの応用力を向上させるのではないだろうか。これらの考えから、仲介役は多文化共生に向けて人と人をつなぐ活動を通して、さまざまな事態に対応できるだけの知識と経験を身につけることができ、その意味で仲介者として成長することができると思う。

(5) 仲介役となる市民の素質

2つの事例の共通点を、仲介役となる市民の素質として捉えると、多文化共生推進に対する意欲と自発性を兼ね備えた人物であること、複数のネットワークに同時に所属していること、経験から学び、その知識を応用できることとなる。また、仲介役の一番の役割は、日本人コミュニティと外国人コミュニティの間に立ち、両者のコミュニケーションを手助けするところにある。そのため、言語能力に基づくコミュニケーション能力は一定程度必要となるだろう。

仲介役は、地域住民が主体となって多文化共生の地域づくりを進めるうえで、そのリーダー的な存在となる。日本人コミュニティと外国人コミュニティをつなぐ仲介者として、地域社会の構成員である市民を巻き込んでいく姿勢を持たなければいけない。そして同時に、多文化共生の地域づくりを第一線で進めるリーダーとして、多文化共生についての具体的ビジョンを持ち、それを目指し続けようとする継続姿勢を持たなければいけない。

これらを仲介役一人で行おうとすると、かなりの負担となる。地域社会の市民たちひとりひとりが、多文化共生の地域づくりに向けた当事者意識を持ち、仲介役一人に任せない姿勢を持たなければいけない。つまり、多文化共生の地域づくりに向けて、受動的な姿勢であってはならない。また地方自治体には、仲介役が「内容づくり」の

ための行動を取りやすい、制度的な「枠組み」を用意する必要があると考える。それは、伊勢崎市や愛知県の事例であったような、仲介役として正式に「認定」するなどといったことである。

多文化共生の地域づくりは、地方自治体と地域住民、そして日本人住民と外国人住民がこうした能動的姿勢を持ち、相互扶助の関係を築きながら実現に近づいていくものだと考える。吉富の言葉を借りるのならば、日本というホスト社会において、「「外国人支援」という一方向の流れではなく」[吉富 2006:30]、地方自治体、市民団体、日本人地域住民、外国人地域住民等が、地域社会において複雑な相互作用・相互扶助の関係を形成していく「協同」が必要である。

第6章 結論

1. 「多文化共生」という用語が表すもの

総務省の定義する「多文化共生」は、日本における多文化共生を語るうえで前提とされるものであるが、それが私たちに想起させるイメージは漠然とした抽象的なものである。そのため、多文化共生に関連する研究においては、さまざまな解釈がなされてきた。第3章では、そのような研究者ごとの「多文化共生」の解釈を概観したうえで、「多文化共生」が表すものについて考察した。

先に、本稿における「多文化共生」の捉え方を結論づけると、多文化共生はひとつの象徴的な概念として私たちに共有されており、その概念に沿って日本人と外国人が共に生きていく過程自体を表す。多文化共生は、ひとつのゴールとして、ある実態的な社会の状態を示す訳ではないと言える。

そして、多文化共生に重要な要素として「日本人と在留外国人の密な関係性」と「日本で生活するすべての人に対する社会保障制度」を挙げた。同じ社会で共に生きていくためには、異なる文化的背景も含めた相互理解が必要であるという認識が前提である。また、共に同じ社会を構成する以上は、「日本人だから」「外国人だから」という区別なしの、平等で同等の社会的権利が与えられていて然るべきだと考える。

こうして、多文化共生に重要な要素を考察し、「多文化共生」が表すものを定義づけた。共通イメージを持ちやすくするため、その定義を具体的に言いかえると、「日本人同士、また外国人同士、そして日本人と外国人のコミュニケーションの中で、それまで自分が『当たり前』としてきたことに対するカルチャーショックを相互に起こしあい、新しい『当たり前』を自分の中に形成していくことで、日本人と外国人が共通の『日本社会の構成員』という集団を内集団として認識し、その集団内に共通する新しい『当たり前』を作ろうとする過程」となる。

これはあくまで、筆者の本稿における解釈であるため、この「多文化共生」の捉え方と定義を今後の研究や多文化共生の実践に対する提言とする訳でない。しかし、言

葉の捉え方とその解釈イメージは人それぞれであるため、今後、日本において多文化共生推進に向けた取り組みを行っていくにあたり、具体的な言い換えによって共通イメージをつくることには、ある程度の意義があると考ええる。また、群馬県伊勢崎市の「伊勢崎市多文化共生キーパーソン会議」において、「多文化共生」の考え方をテーマに意見交換が行われたように、他者と議論しあうことも有効であるだろう。日本人と在留外国人が共同して、日本における多文化共生を進めるうえでは、できるだけ多くの人が共通の「多文化共生」のイメージを持つことが重要となってくると考える。

2. 日本人の外国人に対する意識の変革可能性

なぜ日本人は外国人に対して偏見や差別的感情を持つのかという問いから、日本人の外国人の捉え方と外国人に対する排外意識について、第4章で把握を試みた。

そもそも人間は、本能的に内集団と外集団を容易に分け隔て、他集団や他個体に対して排他性を持つことが、河野の「排斥の適応論」から分かった。また、日本人の間には、一般に共有された共通の「日本人の条件」があることが、五十嵐の分析から分かった。日本人が「日本人」という内集団と「外国人」という外集団を区別し、他集団である外国人に対して排外意識を持つことは、本能的に当然のことだと言える。

そのうえで、日本人の外国人に対する排外意識を変革する可能性を検討するため、日本人の外国人に対する排外意識の説明要因を考察した。その結果、日本人の外国人に対する排外意識を説明しうる仮説として、接触仮説、社会関係仮説、メディア仮説の3つが存在することが分かった。これらの仮説を用いて日本人の外国人に対する排外意識を説明することで、その排外意識の変革可能性は大いにあると言える。

接触仮説に基づくと、日本人の排外意識は、その対象である外国人との接触によって抑制されうる。社会関係仮説に基づけば、男性については社会的ネットワークを構築する相手の平均教育年数によって、女性については社会的ネットワーク自体の多様性によって、抑制されうるということが分かった〔濱田 2010:103〕。社会的ネットワークを拡大することは、それを共に構築する他者が増えることであり、平均教育年数の高い他者と出会う可能性も高まる。よって、男性も女性も、多様な社会的ネットワークを構築することが、社会関係仮説に基づく排外意識の抑制効果を期待できる方法である

と言える。これら2つの抑制効果を同時に期待できるのが、多文化共生のためにも必要な「在留外国人との交流」である。日本においては、日本人と在留外国人が交流することで、日本人の排外意識を抑制すると同時に、日本社会の多文化共生を推進できるということである。

メディア仮説に基づいた排外意識の抑制効果は、ニュースなどのメディアにおいて、在留外国人のポジティブな描写をすることに対して期待される。日本においてはこれまで、治安悪化や犯罪といったネガティブなテーマが外国人と結び付けられてきた[永吉 2017:154-155]。こうした描写によって、日本人の中に在留外国人に対するネガティブ表象が植え付けられてきたのだとすれば、その逆の効果にも期待できる。今日、日本社会の経済は、外国人労働者なしには回らないと言っても過言ではない。日本における労働力不足の問題の解決策として、外国人労働者に頼ることは、既に社会における一般的な認識となっている。人材業界においても、外国人労働者の人材派遣を専門とする企業があるほどだ。こうした事実は、すなわち、在留外国人の存在があるからこそ、今日、日本人は日本で生活できているということである。そのような在留外国人が日本人にもたらすメリットをメディアで描写することで、日本人の間に在留外国人に対するポジティブ表象が植え付けられ、排外意識の抑制へと繋がる可能性がある。日本人の排外意識を抑制する、外国人との交流以外の手段として、メディア仮説に基づく抑制効果の実践には、今後大きく期待したい。

3. 日本における多文化共生の地域づくり

本稿の目的、日本における多文化共生の地域づくりについての考察を第5章で行った。簡単な前提知識として、政府による制度的な多文化共生に向けた取り組みを確認したうえで、地域社会における多文化共生の推進要因と、その促進要因について、群馬県伊勢崎市と愛知県の仲介役育成事例を参考にしつつ、考察を深めた。

結論から述べれば、多文化共生の地域づくりの推進要因として、日本人と在留外国人の交流が挙げられる。これは、多文化共生の重要要素として挙げられた「日本人と在留外国人の密な関係性」を構築することにも、日本人の外国人に対する排外意識を抑制することにも繋がる要因である。その交流においては、日本人と在留外国人のコ

コミュニケーションが必要不可欠である。コミュニケーションを手助けし、円滑化することで、日本人と在留外国人の交流を深める存在として、日本人コミュニティと外国人コミュニティの仲介役に着目し、それを促進要因とした。

日本においては、1980年代後半から労働力不足の問題を背景に、1990年代後半からは人口減少問題を背景にして、外国人受け入れのニーズが高まってきた。しかし、当時の政府は、原則的に外国人受け入れに対して消極的な姿勢を表明し続け、政府による多文化共生に向けた取り組みとしては、最小限の外国人の出入国管理に関するものしか行われてこなかった。それが、入管法の改正や在留資格創設、技能実習制度である。近年、定住化する在留外国人の在留管理を行う必要性が高まっている。今後の政府による多文化共生に向けた取り組みの課題は、在留外国人を対象とした日本人と同等の社会保障制度の充実化がいかに迅速に対応されるかというところである。

これに対して、地方自治体は、2000年代から実質的に在留外国人との多文化共生に向けた取り組みを行ってきた。総務省から公表された多文化共生推進のための指針[総務省 2006]をもとに、各都道府県や市区町村において、多文化共生推進施策が作られた。

ただ、ここまでから分かるように、政府や地方自治体にできる多文化共生に向けた取り組みは、制度的なものである。実態的な多文化共生の地域づくりは、地域住民である私たち市民ひとりひとりが、当事者意識を持って取り組んでいかなければならない。繰り返しになるが、多文化共生の推進には、日本人と在留外国人の交流が必要である。多文化共生のためには、日本人と在留外国人の相互理解が必要不可欠であり、それは交流の中で、日本人と在留外国人の間の差異を知り、それを受け入れることで可能となる。地域における多文化共生は、地方自治体の多文化共生推進施策によって枠組みがつくられ、地域住民の相互理解を目的とした交流によってその内容がつくられると言ってよいだろう。交流において不可欠なコミュニケーションを円滑化するのが、仲介役である。日本人と在留外国人の交流には、言葉の問題や日本人の排外意識の影響がある。そのような困難がある状況において、多文化共生のために両コミュニティを繋ぐ役割を果たす仲介役にはいくつかの素質が求められる。

仲介役の素質として、「多文化共生推進に対する意欲と自発性を持ち、複数のコミュニティと関わりを持っており、自分の経験や知識を応用できる人材」が、群馬県と愛知県の事例の共通点から得られた素質である。その他にも、コミュニケーション円滑化のために一定の言語能力とコミュニケーションを持っていること、多文化共生に向けた継続的な交流を実現するために「多文化共生」の具体的なビジョンを持っていることなどが挙げられる。

地域における多文化共生は、仲介役の存在を促進要因として実現されていくものではあるが、地域社会の日本人住民ならびに外国人住民も同様に、当事者意識を持って地域参加する必要がある。仲介役が機会を設けても、彼らが参加しなければ本末転倒である。

日本における多文化共生の地域づくりには、さまざまなアクターが関わる。指針を示す政府、多文化共生施策を打ち出す地方自治体、相互理解を目指す日本人住民と外国人住民などである。仲介役は、それらのアクターたちの間に入り、さまざまな情報提供を行うことができるだろう。地域における多文化共生は、すべてのアクターが当事者意識を持って、相互に協力しあうことで実現される。つまり、日本における多文化共生の地域づくりは、私たちひとりひとりが日本の多文化共生を考え、居住する地域社会において、能動的な姿勢で地域参加を行っていかなければ、実践されない。多文化共生とはどういうことなのか。共に社会を構成するとはどういうことなのか。このような問いからも、多文化共生に向けた当事者意識を持つことに繋がるであろう。日本で暮らす私たちひとりひとりが、グローバリゼーションの時代を生きるうえで、多文化共生社会実現に対する当事者意識と能動的姿勢を持つことで、多文化共生は地域から市区町村へ、市区町村から都道府県へ、都道府県から日本全体へと推進されうる。

注

- (1) 「世界史の窓」のウェブサイト (<https://www.y-history.net/appendix/wh1403-065.html>) より (2022/01/09 参照)。
- (2) 小学館「HugKum」の国家総動員法についてのウェブサイト (<https://hugkum.sho.jp/269221>) より (2022/01/09 参照)。
- (3) 厚生労働省の中国残留邦人等への支援についてのウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html>) より (2022/01/09 参照)。
- (4) 公共財団法人 アジア福祉教育財団 難民事業本部のウェブサイト (<https://www.rhq.gr.jp/ukeire/>) より (2022/01/09 参照)。
- (5) 内閣府(2021) 発行の「令和 2 年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に掲載されている「図 1 - 1 - 2 : 高齢化の推移と将来推計」から、筆者算出。
- (6) 出入国在留管理庁のウェブサイト (https://www.moj.go.jp/isa/laws/h21_kaisei.html) より (2022/01/08 参照)。
- (7) 出入国在留管理庁のウェブサイト (https://www.moj.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html) の「改正法の概要」より (2022/01/08 参照)。
- (8) 政府統計ポータルサイト (e-Stat) の「在留外国人統計 (旧登録外国人統計) / 在留外国人統計」 (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=21-06-07-2&layout=dataset&stat_infid=000032120259) より (2021/12/29 参照)。
- (9) 各都府県庁のウェブサイトで 2021 年 6 月の人口データを探し、参照したうえで筆者が算出した割合。東京都、愛知県、大阪府で参照したデータのソースは、参考文献リストに記載する。
- (10) 2021 年 6 月時点の神奈川県の人ロデータは、神奈川県統計センターのウェブサイト (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x6z/tc30/jinko/kohyosiryo.html>) か

- ら、令和3年6月の「市区町村別 人口と世帯」より（2022/01/05 参照）。
- (11) 文 部 科 学 省 の ウ ェ ブ サ イ ト
（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm#top）より（2022/01/05 参照）。
- (12) 朝 日 新 聞 の ウ ェ ブ サ イ ト
（<https://www.asahi.com/topics/word/%E3%83%98%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%B9%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%81.html>）より（2022/01/11 参照）。
- (13) 日 本 の 法 令 検 索 の ウ ェ ブ サ イ ト （ e-Gov ）
（<https://www.asahi.com/topics/word/%E3%83%98%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%B9%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%81.html>）より（2021/01/11 参照）。
- (14) 外 国 人 技 能 実 習 機 構 （ OTIT ） の ウ ェ ブ サ イ ト
（https://www.otit.go.jp/info_seido/）より（2022/01/14 参照）。
- (15) 外国人技能実習機構（OTIT）のウェブサイトから「技能実習制度の仕組み」
（<https://www.otit.go.jp/files/user/191108-00.pdf>）より（2022/01/14 参照）。
- (16) 出 入 国 在 留 管 理 庁 の ウ ェ ブ サ イ ト
（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html>）より（2022/01/14 参照）。
- (17) 群馬県伊勢崎市の「多文化共生キーパーソン」についてのウェブサイト
（<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/siminbu/kokusai/kokusai/11632.html>）より（2022/01/15 参照）。
- (18) 伊 勢 崎 市 多 文 化 共 生 キ ー パ ー ソ ン 会 議 の ウ ェ ブ サ イ ト
（<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/siminbu/kokusai/kokusai/11903.html>）より（2022/01/15 参照）。
- (19) 愛知県社会活動推進課多文化共生推進室のウェブサイト
（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/aichitabunka-coordinator.html>）よ

り（2021/01/15 参照）。

参考文献

明石純一

2009 「「入管行政」から「移民政策」への転換」『日本比較政治学年報』11: 217-245。

五十嵐彰

2015 「日本人の条件」に対する一般的イメージ『理論と方法』30(2): 293-306。

今田純雄

2019 「嫌悪感情の機能と役割——Paul Rozin の研究を中心に——」『エモーション・スタディーズ』4(Si): 39-46。

春日槇子

2019 「群馬県邑楽郡大泉町における日本人住民と外国人住民の相互意識」『エクメーネ研究』5: 1-25。

河野和明

2019 「排斥の適応論と現代日本人の嫌悪対象集団について」『エモーション・スタディーズ』4(Si): 54-64。

川端麗子

2020 「外国籍住民の集住地域における民生委員活動の支障要因分析——外国籍住民への関わり度との関連に着目して——」『ソーシャルワーク学会誌』41: 1-14。

金明秀

2015 「日本における排外主義の規定要因——社会意識論のフレームを用いて——」『フォーラム現代社会学』14: 36-53。

阪口毅

2015 「「都市コミュニティ」の創発性への活動アプローチ——大都市インナーシティ・新宿大久保地区の市民活動を事例として——」『日本都市社会学会年報』2015(33): 105-122。

蕭閔偉・城所哲夫・瀬田史彦・佐藤遼・李度潤

2017 「外国人集住都市における多文化共生のまちづくりの現状と課題に関する一考察」『都市計画論文集』52(1): 55-62。

田村太郎・北村広美・高柳香代

2007 「多文化共生に関する現状および JICA での取り組み状況にかかる基礎分析」
『独立行政法人国際協力機構 客員研究員報告書』: 1-25。

手塚和彰

2008 「日本の外国人労働者受け入れ策：必要な政策転換」『国際問題』574: 5-12。

永吉希久子

2017 「日本の排外意識に関する研究動向と今後の展開可能性」『東北大学文学研究
究科研究年報』66: 143-164。

濱田国佑

2010 「外国人集住地域における日本人住民の排他性／寛容性とその規定要因——
地域間比較を通して——」『日本都市社会学会年報』2010(28): 101-115。

樋口直人

2019 「排外主義への社会的アプローチ——社会的説明の検討と日本への示唆
——」『エモーション・スタディーズ』4(Si): 17-25。

宮島喬

2017 「移民・外国人の社会的統合の社会学」『学術の動向』22(10): 78-83。

森茂岳雄

2009 「多文化教育のカリキュラム開発と文化人類学——学校における多文化共生の
実践にむけて——」『文化人類学』74(1): 96-115。

山本登志哉

2013 「文化の本質的な曖昧さと実体性について——差の文化心理学の観点から文
化を規定する」『質的心理学研究』12(1): 44-63。

吉富志津代

2006 「新渡日外国人による自助組織の形成プロセス——兵庫県における事例から——」
『多文化関係学』3: 17-32。

愛知県県民文化局統計課

2021 「あいちの人口 2021 年 6 月 1 日現在（推計人口）」、
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/386771.pdf> (2022/01/06 参照)。

愛知県県民文化部社会推進課

2019 「日本人と外国人が地域で共に暮らすためのガイドブック」、

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/334341_1332007_misc.pdf（2022/01/15 参照）。

大阪府庁

2022 「令和3年6月1日現在 大阪府市区町村別世帯数および人口」、
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3387/00014690/kakuhou_jk20210601.pdf
(2022/01/06 参照)。

群馬県伊勢崎市

2021a 「令和3年度 第1回伊勢崎市多文化共生キーパーソン会議 会議録概要」、
https://www.city.isesaki.lg.jp/material/files/group/27/1_0422_keyperson_meeting.pdf (2022/01/15 参照)。

2021b 「令和3年度 第2回伊勢崎市多文化共生キーパーソン会議 会議録概要」、
https://www.city.isesaki.lg.jp/material/files/group/27/2_1001_keyperson_meeting.pdf (2022/01/15 参照)。

2021c 「令和3年度 第2回伊勢崎市多文化共生キーパーソン会議 会議録概要」、
https://www.city.isesaki.lg.jp/material/files/group/27/2_1007_keyperson_meeting.pdf (2022/01/15 参照)。

出入国在留管理庁

2021a 「令和3年6月末現在における在留外国人数について」、
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html (2022/01/07 参照)。

2021b 「【令和3年6月末】公表資料」、
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html (2022/01/07 参照)。

総務省

2006 「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進
に 向 け て ～」、
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html
(2021/10/16 参照)。

総務省統計局

2021 「人口推計（令和 3 年（2021 年）7 月確定値，令和 3 年（2021 年）12 月概算値）」、<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>（2022/01/07 参照）。

多文化共生ポータルサイト

2019 「第 19 回 平成時代多文化共生 10 大ニュース」、
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/column/contents/114403.php>（2022/01/09 参照）。

東京都総務局統計部

2021 「東京都の人口（推計）／令和 3 年 6 月 1 日現在」、
<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/jsuikai/2021/js216f0100.pdf>（2022/01/06 参照）。

内閣府

2021 「令和 2 年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」、
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/zenbun/03pdf_index.html
（2021/01/10 参照）。

英文要約

Multicultural Coexistence in the Japanese Local Communities: In the Cases of Gunma and Aichi Prefectures

Today, multicultural symbiosis in the local communities is forwarded in Japan. Japanese people must strive for coexistence with foreigners even though they have exclusion feelings towards foreigners. The aim of this thesis is to clarify the important factors for promoting multicultural coexistence in the Japanese local communities in order to find the direction of it. Monograph survey focusing on psychology, sociology and cultural anthropology was conducted in order to grasp multicultural coexistence and exclusion feelings towards foreigners. As a result, it was found that exchange with foreigners, which is indispensable for promoting multicultural coexistence, has a suppressive effect on exclusion feelings towards foreigners. From the case studies, it was also found that the existence of a middleman is important for supporting communications between Japanese and foreign in a local community. These findings provide a direction for promoting multicultural coexistence in the local communities.

謝辞

関根先生には、構想段階から研究の進め方について有益な助言をいただきました。そして、「開発と文化」論ゼミの皆様には、温かいご指導ご鞭撻をいただきました。この場を借りて、深く御礼申し上げます。